

## 行政減量・効率化有識者会議（第12回）議事概要

### 1. 日時

平成18年4月28日（金）9：30～12：30

### 2. 場所

総理官邸4階大会議室

### 3. 出席者

〔委員〕

飯田亮（座長）、朝倉敏夫（座長代理）、逢見直人、翁百合、小幡純子、樫谷隆夫、菊池哲郎、高原慶一郎、富田俊基、船田宗男、宮脇淳、森貞述の各委員

〔内閣官房〕

坂篤郎内閣官房副長官補、松田隆利行政改革推進事務局長、橋口典央行政改革推進調整室長、上田紘士公務員制度等改革推進室長 ほか

〔国土交通省〕

中島正弘大臣官房総括審議官、吉田義一北海道局長、岡田俊夫北海道局総務課長

〔厚生労働省〕

村瀬清司社会保険庁長官、金子順一総括審議官、青木豊労働基準局長、小林和弘社会保険庁次長、鈴木直和職業安定局長、生田正之職業安定局総務課長

### 4. 主な議題

国土交通省からのヒアリング（北海道開発関係）

厚生労働省からのヒアリング

（社会保険・労働保険の適用・徴収事務一元化及び社会保険庁関係）

厚生労働省からのヒアリング（ハローワーク関係、労働保険（労災）関係）

国立高度専門医療センター関係、行刑施設関係に係る検討状況（事務局）

### 5. 議事の経過

#### （1）国土交通省からのヒアリング（北海道開発関係）

資料1-1～2に沿って、国土交通省から説明が行われた後、質疑が行われた。各委員から述べられた主な意見は次のとおり。

（参考）国土交通省の回答のポイント

・ 861人（13.7%）の純減（組織・業務処理体制の見直しで351人、民間委託の拡大で400人、開発建設部の統合で50人、北海道道州制特区による事務の移譲で60人）

（注）前回の回答は約400人の削減（定員合理化計画との関係は不明）

・ 新聞報道によると、総理は北海道開発で2～3割など大胆に削減すべきと仰っているよう

だ。行政府の長である総理が言ったことと国土交通省の説明が異なるということでは国民も理解ができないのではないか。引き続き定員の大胆な純減に向けた努力を行う必要がある。

- ・事業費の比較では地方整備局より要員が過大である一方、道路延長で比較すると要員が不足しているとの説明であるが、逆に言えば、道路延長の短い地方整備局は定員を減らせるということによいか。そうでなければダブルスタンダードであり、基準が何であるか、基準をどう使えばよいか分からなくなる。事業費で比較すると要員が減るが、道路延長で比較すると要員が不足しているという説明は成り立たない。北海道開発局と地方整備局とで同じ考え方で純減に取り組んでもらいたい。
- ・定員合理化計画では 18 年度から 21 年度までで 606 人の削減、これを 22 年度まで単純に引き延ばすと、約 760 人の削減である。仮に、増員があり得るとしても、861 人の純減はそんなに大きい数字とは思えない。
- ・861 人の純減目標数は、我々の有識者会議の要請とも総理の大胆に削減すべきとの発言ともまだまだギャップがある。ゼロベースで業務実施体制を見直して、純減目標数の再検討を行い、早急に提出してもらいたい。
- ・道路事業については、北海道は管理延長が長いから要員が多くなるとの説明があり、一方、河川事業については、地方整備局より要員が少ないとのことであるが、それは要員が少ないことにより災害対応が十分に出来ないなど危険な状況になっているのか、それとも効率的に事業を行っているのか少ない要員でも対応可能なのか。国土交通省ではどう評価しているのか。
- ・業務量を論ずる指標が国土交通省から示されないために、我々は、例えば 1 人当たり事業費で地方整備局と比較した場合には 1,800 人程度要員が過大になると試算されると指摘したものである。当会議の問題提起に対し、単に反論を行うだけでは、議論が進まない。このままでは 861 人の純減でよいのかどうかの評価ができない。納得できるきちっとした指標を責任をもって出してもらいたい。
- ・北海道開発局の事業費のピークは平成 10 年度でそれから漸減傾向にあり、平成 17 年度では約半分になっている。しかし、定員は約 16%しか減っていない。そう考えると 861 人より更に純減できるのではないかということになる。今後も公共事業費は減ると思うので、そうなると、事業が無くなったのに人がいるということになる。北海道は、開発局と道と市町村とで三重行政になっているのではないかという印象だ。開発局が国として実施すべき事業を仕分けする必要がある。
- ・国土交通省が行った試算でも河川や農業農村整備を除くと、約 1,000 人程度は過大に要員が配置されているという結果になっている。総理が大胆に削減すべきということとも合致するのではないか。本日提出のあった 861 人より、純減の余地はなお大きい。精査していただきたい。
- ・説明のあった純減方策の中では、間接部門の純減数が大きいと思うが、純減した結果、間接部門は何人になる予定なのか。どの業務に何人配置されていて、最低何人必要であるかの検討がなされていないので分かりにくく、これでは評価ができない。
- ・防災・技術センターは 20 人の純減を行うとのことであるが、国の行政機関として存続させる意義が不明である。民間委託を拡大するとの説明であったが、業務自体を減らすこと

を検討し、防災部門は廃止して開発建設部の内部組織にするか、又は研究部門として独立行政法人土木研究所に統合すべき。

- ・開発局の事務の中には道庁に任せられるものがたくさんあるはずであり、地方に任せられるものは地方にということをして是非実践してもらいたい。
- ・開発局の職員の年齢構成をみると、事務系・技術系職員とも28歳から34、35歳が特に多い。将来の処遇問題も考えれば、配置転換を積極的に進めるなどによりこの年代の要員を大幅に削減すべき。
- ・開発建設部の統合は、札幌と石狩川以外はできないとのことであるが、理由が理解できない。北海道では支庁改革を進めており、現在14ある支庁を6程度にまで整理統合している。開発建設部も積極的に統合を進めていただきたい。
- ・北海道道州制特区推進法案に基づく北海道への事業の移譲による60人の純減には、北海道が事業を受け入れればなどの条件が付いている。道の事業と統合するなどして、特区法案とは関係なく要員を減らすべき。

以上のような意見交換を経て、国土交通省に対して、次のように伝えた。

- ・組織体制の見直しが不十分であり、札幌と石狩川のほかの9開発建設部を統廃合できない理由が説得的でない。また、防災・技術センター(78人)については、独立行政法人土木研究所との統合や開発建設部の内部組織化等の見直しを行うべき。
- ・861人の純減数が示されたが、大胆に削減すべきという総理の意向にできていない。どの業務に最小限どれだけの要員が必要かの抜本的な検討が行われておらず、「大胆かつ構造的な見直し」を行った結果と評価できない。委員からの様々な指摘を踏まえて十分検討を行い、総理の期待に応えられる検討結果を示されたい。
- ・至急定員の純減方策の検討を進め、結果を報告していただきたい。その報告の内容を踏まえて、再ヒアリングの要否も含めて今後の進め方を決定することとしたい。

## (2) 厚生労働省からのヒアリング

(社会保険・労働保険の適用・徴収事務一元化及び社会保険庁関係)

資料2-1~3に沿って、厚生労働省から説明が行われた後、質疑が行われた。各委員から述べられた主な意見は次のとおり。

(参考) 厚生労働省の回答のポイント

- ・社会保険・労働保険徴収事務センターにおいて、社会保険と労働保険の更なる一元化を進めていくとともに、保険料の計算・賦課・納付に関し、賃金総額に着目する方法を社会保険に活用することを含め、その在り方について引き続き検討。
- ・「社会保険庁の組織・業務改革に伴う人員削減計画」に基づき、最大限の前倒しをして実施することにより、5年間で3,000人以上(17%以上)の純減を行う。

- ・一元化の取組については、大分クリアになった。説明の中で、保険料の計算方法にまで触れられていたが、例えば社会保険を賃金総額制に変えるのは、かなり大きい議論になる。それ以前に、様式や事業所番号の共通化などにより、相当省略化ができるのではないかと。今後の検討には、中期的な工程表が示されれば一層分かりやすい。

- ・雇用保険三事業は言うまでもないが、日本は例外的に、失業給付の財源に税金が投入されており、今後ますます合理化が求められるのは必至である。常に合理化の努力が必要という厳しい認識を持っていただきたい。
- ・徴収コストはかなり大きな部分を占めるので、新組織発足後も、どのような方法で行えば最も効率的か、不断の見直しをしてもらいたい。また、社会保険・労働保険の一元化に関しては、組織や庁舎の統廃合も念頭において進めていただきたい。
- ・徴収事務の一元化が進めば、組織も一本化できると思う。

以上のような意見交換を経て、厚生労働省に対して、次のように伝えた。

- ・人員削減計画は相当の前倒しで努力をしたいということは理解したが、総人件費改革の5年間での純減数はどれくらいになるのか、精査して数字を報告していただきたい。
- ・適用・徴収事務の一元化については、いつまでにこういった内容の取組を行っていくのか、工程を明確にしてお示しいただきたい。
- ・新たな組織発足後も、不断に改革を進めるべき。
- ・現時点では、再々ヒアリングを実施する必要はないと考える。

### (3) 厚生労働省からのヒアリング(ハローワーク関係、労働保険(労災)関係)

資料3に沿って、厚生労働省から説明が行われた後、質疑が行われた。各委員から述べられた主な意見は次のとおり。

#### (参考) 厚生労働省の回答のポイント

- ・当初回答に加えて、大都市部等のハローワークの職業紹介関連業務の更なる民間委託、雇用保険三事業の業務効率化等を行い、全体として738人の純減(定員合理化計画に計上されているものを含めると1,216人の削減)を行う。

- ・削減数の積み上げを行って提示したことには一定の評価をする。
- ・市場化テストのモデル事業では、コストが削減される一方、効果が上がっており、業務効率化の手法として市場化テストをもっと活用できるのではないか。
- ・雇用保険三事業についての削減数35人は現行事業を前提とした効率化による削減であり、今回の回答だけで終わるものではないと理解している。雇用保険三事業は、廃止も含めた抜本的な見直し作業を行っている最中であると承知しているが、その検討結果が出た際には、その結果に応じた純減の上積みを行うべき。
- ・雇用保険三事業については、雇用能力開発機構も含めて、国民が非常に厳しい目を向けている分野。表層だけの改革では、国民ももう黙っていない。国民の信頼を得られるような抜本的な見直しを行うべき。
- ・都市部のハローワークでは業務量が多いという説明があったが、業務量が多いのであればこそ、職業紹介業務を自治体の窓口へ委嘱をするという選択肢も考えるべきなのではないか。自治体は地元の雇用に対する意識も高く、全体としてサービス水準が上がるのではないか。
- ・障害者や高齢者向けの業務を行政が実施するのは分かるが、その他の無料職業紹介業務については、もっと民間に委ねることが可能な部分があると思う。残された期間は5年ある

ので、状況の変化に従い、業務効率化の取組を続けていただきたい。

- ・ I L O 第 88 号条約の存在は、行政側にとっても足かせになっている面があるのではない。経済社会情勢の変化を捉えて、条約の解釈を柔軟にできる場面があれば、速やかに見直しを行うべき。ねばり強く、いつでも前向きに見直す姿勢を持つべき。
- ・ 確かに I L O 条約では労働市場でのセーフティネットを定めており、大量のリストラが生じた際などは、ハローワークは一定の役割があるが、大切なのはいかに効率的にそのセーフティネットを維持するかである。
- ・ I L O 条約やセーフティネットが重要であるとしても、解釈を狭くしすぎて、組織防衛の手段にならないようすべき。

以上のような意見交換を経て、厚生労働省に対して、次のように伝えた。

- ・ 純減数の積み増しが提示されたことは一定の評価をする。
- ・ 労働分野は非常に変化の激しい領域なので、I L O 条約を狭く解釈することなく、社会情勢の変化を踏まえつつ、職業紹介業務のあり方について引き続き検討を行うべき。
- ・ 現時点では、再々ヒアリングを実施する必要はないと考える。

#### ( 4 ) 国立高度専門医療センター関係、行刑施設関係に係る検討状況

資料 4 - 1 , 2 に沿って、事務局から説明があった。国立高度専門医療センターと行刑施設関係については、提出された資料の内容をもとに、「最終取りまとめ」に反映させることとなった。

#### ( 5 ) 閉会

次回会議は 5 月 9 日に開催することとなった。

< 文責：内閣官房行政改革推進事務局（速報のため事後修正の可能性あり） >

今回ヒアリング分の各省回答資料は、行革事務局ホームページに掲載しています。  
<http://www.gyokaku.go.jp/genryoukourituka/dai12/siryoku.html>